

ことの何分の一もして上げられない。又、私でできること、役立つことがあればいつでもお供します。」とも言、てくださったことを記憶しております。私たちこの地域の住民は、いまこの不況の中にあつて市長のこれらの言葉を幾たびか思い出します。そして考えるのです。もし市長のこの言葉が真実で、おたれでなく、この言葉を信じて努力するならば「災いを転じて福と為す」ことは可能ではないでしょうか。

以上のような要望が大ぜいの方からありましたのでつけ加えます。

さて、一九七七年の福生市総合計画二十四ページ、基地公害の基本計画二項に「国道一六号沿いに騒行機騒音の緩衝地帯として植樹林帯の設置を関係機関に要請する」と明記してありますが、国道一六号拡幅という二度とないいいチャンスでありますので、この際緩衝地帯を商店側へ設定していただき、そして緩行道路として使用して、並行して緩走道路を設定、さらに四車線の車道、これが実現されることにより通行車線が右線住宅より遠くなり、そして植樹林帯との関連から、公害防止にも大変役立つものであり、この案を強く関係機関に働きかけるとともに、実現促進に一致団結するようにはことに住民大会では決定した次第であります。工事開始までまだ一二年あると思いますので、沿線住民の福祉向上と人間的な

生活権を守るためにも、ぜひ大変むずかしいことであると思ひますか。関係機関へその実現方を強く提出していただくよう願ひしております。

ちなみに申し上げますが、住民大会で意見統一がなされましたようは緩走道路からでに国道一六号線に実現されております。場所は相模原市青新三丁目地先より富士見三丁目まで延長二・七キロメートルであります。

在日米軍司令部を含む横田基地への関東集約も近々終了しようとしております。国道一六号拡幅はどの基地集約を開始されない以前に、周辺整備の一貫としてとくに完成しなければならぬ問題でもあります。又、昭和三十六年十月五日、都市計画決定が認可されたから十七年間、何うなすことなく放棄し、道路はでこぼこ、あまつさえ大雨が降ると下水溝ははんらんの状態であります。基地をかかえる自治体としても、基地周辺の環境の整備の立ち遅れが実証されますときに、国道一六号拡幅に便乗して、キャンパスでありますので、福生市の未来を築く子供たちのために魅力あふれる住みよい町、そして健康で幸せな市民生活を守るためにも、沿線住民の心からの願いとする緩衝地帯、緩走道路の実現促進に当たりまして、このようは考えがあるのか、市長並びに担当課長に答弁

願ひまして一般質問いたします。

○議長(岩田博君) 暫時休憩いたします。

午前十時四十八分

休憩

午前十一時

開議

○議長(岩田博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) 小林先生の御質問にお答え申し上げます。

国道一六号の拡幅時に従来道路を設置することについてというところでございます。国道一六号線沿いの皆さん方には交通の激しい中で、又、ほとんどが御商売の方でございまして、ドルショックをともに受けまして、御同情を申し上げる次第でございまして、さて、御質問の道路の拡幅でございしますが、詳しくお調べでございまして、いままでの経過は小林先生のおっしゃられたとおりと存じます。本来民地側へ拡張するよう計画では決定してあるわけでございますが、なるべく住民の方に御迷惑をかけないという

ことから、基地側の方に拡張するより変更したいということでございます。

さて、当事業は申すまでもなく国道でございしますので、国の事業でございまして、私といたしますとつらいことではございますが、体裁のいいことを申しまして大きな期待をお持ちでも、かえって市民のために私がいいことなしたことになるので、きわめて率直に申し上げたいと思います。お許しをいただきたいと思います。

まず第一に、この拡幅につきまして私はまだ正規の通知は何もいたっておりません。それから関係の役所によりまして質問を申し上げましても細かいことにつきましても、細かいことというより、ほとんど教えていたばかりでございます。そのようは前提でございしますので、私が聞きまして情報というものは不確定というふうにはるかもしれません。ですから、不確定のようは情報をもとにして私の考え方を申し述べたいと思います。この拡幅は国道一六号はまだまだ所々に改修のところは残っておりますが、順次国道一六号全線にわたって改修をする予定のようでございますが、このたび横田基地に面した地域を、五十三年度で調査、設計し、できれば五十四年に着工したいという考えのようでございます。

私たちは拡幅につきましては長い間議会ともども運動してまいりました。基地側へ

広げるといふ防衛施設方と建設省の折衝が始まりましたから、防衛施設方は米軍との折衝を長い間いたしました。なかなか米軍が要望になつてくれないといふことで、大変な努力をなさつていたようでございます。その結果、現在の道路を含めまして幅員二十メートルの道路までは基地側も譲歩するようになつたようでありました。現在の道路を含めて全部で二十メートルでございます。その通路を拡幅する一番の目的は、交通量が多くなりましたので、自動車の流れをよくするといふことが一番の主目的でございます。ですから建設省といたしますと、交通をスムーズにするといふことが一番の目的であり、又、それだけだろうと私は想像いたします。したがつて、いままで申し上げましたことを要約いたしますと、国の事業であるといふことがまず第一でございます。それから、でここからしまして二十メートルが限度であるといふこと。広かる方は基地側であり民地の方はかからないといふこと。これらが一つの原則というものであらうと思ひます。そういう原則を踏まえて、私たちがどうするかといふことでございますけれども、国の事業に市かどこまで意見を入れることができるかといふ問題、交通の便利さのためにござりまするので、新しくできる道路が、商店のためによかれとするにはどうしたらよろしいかといふことでござります。二十メ

ートルといふ原則は、まことに無力のようでございますけれども、私はとてもこれ以上は始めにやむかと判断をいたしてあります。ですから、その中で市民のためにどういふ道路がいいかといふことにしほつた方がよろしんじゃないかと、このように私は考えております。まことに残酷な答えになりました。私もつらいのでござりますけれども、一つの原則の中でどうしたらいいかといふふうな考え方ではいかねければいけなうと、そんなふうに考えているわけでございますが、幸いに当地区からも国会議員もおりますので、まず私といたしましても国会議員に十分お願いをいたしまして、国会議員の力によりましてどれだけ可能であるかという一つの線を出していただきたいと思つてゐる次第でございます。

相模原市におきましては、非常に広い道路がございまして、理想的でござりますけれども、とても相模原市のようなことは、私はできないと思ひます。まことに無力で申しわけないかできないと思ひます。相模原市の場合には、昔、滑走路に使つたようなこともございまして、飛行機用といふこともございまして、非常に広いござりますが、あれだけのものは、私は無理だろうと思ひます。又、もっと狭くても横走道路といふのがいかかなものだろうと、ただお住まいになる方、そして商店の方か横走道路でなければいけないといふことでないと思ひますので、何とか便利になればよろしいのではないかと思

りますので、国会議員の先生方に私は十分お願いを申し上げ、そして又、関係のお役所にも、お役所の立場立場がございしますので、お役所の意向も伺つてみたいと思ひます。まことに答弁にはならないかもしれませんが、又、大変申しわけない答えでございませうけれども、非常にむづかしい問題であると思ひ受け止めております。

それから植樹の問題でございしますが、これは私も前からどうしてもそうしたいと思つてゐるのでございまして、もちろん運動はしております。又、米軍にもお願いしてございます。しかし、どうも米軍というものは木を植えるのがきらいなようでございまして、困つてゐるわけでもございしますが、場合によりますと鉄条網でなく、へいという話もございしますが、そういう向きにつきましては、小林先生の御意見を伺ひまして、できるできないを別にいたしまして、お願いをいたさなければならぬと思ひます。

それから、行政の格差ということでもございしますが、福生市は町会、町会の方が国道一六号に直角に分けてございしますので、どうしても国道沿ひだけの市の関係が大変むづかしいのでございまして、国道一六号に直角でございするものですから、どうしても中へから見まして、はじの方になつてしまふということでもございまして、申しわけなく存じてゐるわけでもございするけれども、二、三年後には学校もあちらへできま

す。又、税金の御了解をいただきますれば、五十五年度、本年にはあちらの方に会館もできると思ひますので、後々によくねつてまいらうと思ひております。

大吏御迷ひをかりて申しわけない次第でございしますが、いづれにいたしまして、国といたしまして非常な厳しい条件がございしますので、私も現在の各担当の関係筋の御意向を伺ひ、そして又、元選出の先生方にもお願いいたしました。市民の方がよくなるように一生懸命努力をいたしたいと思ひますけれども、一つのもとになる原則というものはなかなかむづかしいと思ひますので、その一つ余り大きな御期待をもちたい。私も私にはとても受け取りかねないというふうに思ひますので、申しわけありませんが、一つ御了承いただきたいと思います。

○十五番（小林菊三君） 自席から再質問をさせていただきます。市長が冒頭に不確定の構想をもとに答弁をするということであつたので、確かに不確定のようには答へてございした。三つばかり再質問をさせていただきます。

まず、市長が国道一六号が十メートルの幅にしろというふうなお話でありました。十メートルの幅幅という線はどこから得た情報か、それが確かに間違いないことか、ということと一つ聞きたいと思ひます。これも国道一六号線沿ひの住民がせめて不確定な

情報では正しいかと思いますが、調査した結果は二十メートルになるのだと、その二メートルの差があるという、とございしますが、いずれにしても市当局が市民サイドに立って、こういう問題の確認をまず急いでいたのだという、この点、又、また、ただくと同時に確認ができた次第、早期に地元との説明会を開くようにことかやほり住民サービスにも必要じゃないかと思うのですが、その点についても御答弁をいただきたいと思います。

又もう、先ほど植樹の問題が市長から出ましたけれども、御承知のように、福生市総合計画基本計画の基本計画二項にうた、てある緑街地帯というのには「緑街地帯として植樹林帯の設定と国道一六号線沿いに設定をし、関係機関に要請する」ということがうた、てありましたが、基地の中に設定することはうた、てないのです。ですから基地の外でも国道一六号線沿いに設定するということがあることですから、基地の外でも私は差し支えないと思うのです。この点に対する御答弁をひとつお願いいたします。

三つ目ですが、昭和三十六年に都市計画決定が告示されて以来十七年間、いよいよ基地側に拡張されることは決定的であるが、最近国道一六号線沿いのある方が店

舗の建てかえをしようという調査をした結果、鉄筋の場合は道路より八メートル下がって建設しろと指導を受けたと、これは当然——現在基地側に広がるというところが確定的であるけれども、当然、また現在の商店街の昭和三十六年の都市計画が生きているという、ことでありますが、基地側へ広がることを確定的にしたのであるから、この時期で商店街の都市計画が解除されるのかと、こういう問題かではなかったならば、早期に調査し、本日はなくても結構でございすけれどもお答え願いたいと思います。

○市長(石川常太郎君) 白席でお許しいただきます。

二十メートルというところは、建設省におきましても防衛施設方におきましても二十メートルというところは伺っております。

それから、植樹でございしますが、これは二十メートルではとも外へ植えられるという、ことではございす。

それから、説明会というところでございしますが、これは本来、国道の場合、住民側に迷惑をかけない場合には、市に通知をしない、こともありす。全然黙っている場合もございす。工事中でも迷惑をかけない、ということもあり得ることでございす。ですから、私はもちろんいろいろ情報を得てまいります。けれども、まだあちらで聞

くと、いろいろなこと私に言うだけの資料と申しますか。決定かねられていないのではな
いかと思いますけれども、もちろんこれから調査することです。ですから結局
これは市の方で情報を集め聞き出すというところで、あちらから積極的に説明するは
なくて、これは私はいいと思います。実は、坪島駅の国道一六号の二線橋、ああいうときで
も市には説明が全然ないわけですから、それが普通のようではございます。迷惑をか
けない場合にはそのようではございます。そのようはしきたりのようではございます。その点、
は、私どもは十分気をつけてまいりたいと思っております。したがいまして、まだ都市計画
決定の変更というものは、いつの時期にどうということは、私どもにまだ全然見当もつて
いないわけですから、恐らく、それは調査、設計が完全に上った段階ではないかと、
想像すればそういうことでございます。

○十五蚕（小林菊三君）

まして、いま市長が二十メートルという幅はですね、建設省、防衛施設庁はそう
言っているというところでござりますが、どうも私はこの幅については、どうも納得いき
ませんので、何か機会がございましたら、早期にひとつこれを調査していただくた
いと思います。

それから、いま国道の拡幅、いわゆる工事の問題というのか、地元の自治体に全然話が
がたくしてやると、そういう例だという事でございしますが、最近、新聞、テレビ等にお
いても成田空港の開港に伴って、又、国道の拡幅についても地元の住民との説明会、
いわゆる住民対策をこの一番にして拡幅されてないということも報道されている現
況でございます。けれども、そういうワンマン的なことは私も自治体と
しても実際に許しませんので、今後こちらから建設省の方にも強く要望していた
だきたいと思っております。

時間かございませんで、再質問はこの辺にしておきますが、いずれにいたしましてもあまり満足のでざる答弁でございませんでしたか、本件に対しては、すでに相模原市に実現されている、ことでもあり、不可能を可能にして沿線住民の人間的生活権を守るためにも又、合わせて子々孫々のための環境づくりが住民の願望でありますので、ぜひともむづかしいことと思いますが、相模原方式の実現と促進を強く希望いたしましたして一般質問を終わります。

○議長（岩田博君）

(二十番 宮天良一君登壇)

○二十番(宮内良二君)

貴皇は時間をお借りし、一般質問をさせていただきます。
すでに通告があり三点にわたって質問させていたいただきますが、最初に高額療養費負担についてお尋ねいたします。

高額療養費負担制度として、まる五十二年九月に一般質問をいたしました。当時二十六市中、確が一市か二市の実施でございました。現在十二市で実施されていると伺っております。本日は新しい方式、いわゆる医師会の登録を必要とするわけですね、ございますか。高額療養費、負担について理事者のお考えをお聞かせ願います。

御承知のとおり、現在高額な療養費に困っている国民健康保険者である市民、雇主の救済措置として高額療養費給付制度があり、これは三万九千円を超える医療費を支払った世帯主に対し、超過分を償還されるものです。しかし、償還金か世帯主、患者の手元にもどるまでには通常二か月か三か月近くもかかり、場合によっては半年以上もというふうなことも少なくないというところ、この間に世帯主は一時的にせよ大金を立てかねなければならず、そのため家庭破壊という悲劇を生んでいるケースもあるということで、早急に対策が望まれて

おります。

なお、本年二月一日より医療費は九・六%引き上げられ、入院外七・七%、入院の場合は、一・二・三%も引き上げられ、それで医療費の三万九千円は据え置きというわけでは、高額療養費者は大変な数になるのではございませんか。前回の答弁では、年間六百五十六件と言われ、かかりましたが、最近何件くらいあるのか。又、償還金は福生市においては最高どのくらいかお尋ねいたします。

現在十二市で実施されている立てかえ制度、あるいは貸付制度も大変助かるわけでございますが、それにしても最初に世帯主が数日ないし数週間自己資金を用意して支払わなければならず、たとえ一時的にせよ、多額の出費の場合、大変苦しむことになるわけです。これに対し、負担払い方式は、現行法の枠内での運用となるため、貸付制度のように条例化する必要もなく、事務的手続きもぐっと簡略化され、当方式によれば、差額ベッド料などを除く、純医療費が三万九千円を超えた場合世帯主は三万九千円だけ医療機関に支払い、残る超過分の医療費については、委任を受けた保険者が市が世帯主にかわって医療機関が指定する金融機関を通じて支払うというもので、和歌山県神宮市では医師会の協

力を得て、国民健康保険加入者、世帯主を対象とした高額療養費負担方式は昨年十二月にスタートし、保険の申し込みが出来ており、早ければこの二月にも医療機関への初めめの償還が行われ、一月分についても申し込みが数件出ているほか、周辺市町村や、遠く、岐阜など県外の地方自治体から照会が相次いでいるようであります。なお、同市に住む世帯主が、同市以外の医療機関にかかった場合、世帯主から中に依頼があれば、当該の医療機関と市が直接協議し、極力同方式を採用してもらうよう努力すると、審議会が語っているようですが、市民の安心のために、理事者の格段の御努力を心からお願ひし、一日も早い委任制度の実施を強く望むものでございます。

次に、青空市場についてお尋ねいたします。

昨年九月第一回と云うか、初めて市場が開かれ、約五千人の人でにぎわい、遠くは千葉、埼玉からも状況を見に来られたそうです。青空市場開催に御努力された理事者並びに関係諸団体の皆さまには消費者に代わって深く感謝申し上げる次第でございます。

私、市場に行ったときには野菜関係はすでになく、入口では婦人生活学級の方々

の無公害洗剤の販売等をやっており、又、商工会の青年部の方々かせともの大安売りを盛勢よくやっております。青果組合の方に「今日は早朝から本当に御苦労さまでした。」とあいさつし「将来、月に二回くらい市が開かれるようになりますか。」とお尋ねすると「大変だね。まいいやうよ。」と言っておられました。私、そのときふと感じたことは、消費者が五千人から参加し青空市場に大きな期待をかけたとしても、肝心の出店者側にも出店する魅力がなければ長続きしないのではないかと思います。聞くところによると野菜コーナー等では、人が殺到して後で計算したらお金が足らなかつたとか、大変残念なことだねと感じまして、その後のいろいろと会合等を利用して、このことを話し、消費者の手で青空市場を育てようではありませんかと訴えております。理事者におかれましては、大変御苦労がありがたと思います。終わつた後、反省会というか、話し合いがもたれたと思ひますが、話し合いがもたれたとしたらば、差し支えない主な内容をお聞かせください。又、開催についてでございますが、多数の方々から今度いつやるのかねと矢の催促、そして月に二回ぐらいやってほしいという強い要望でございますが、今後の開催の見通しと回数についてお聞かせください。

四條、市町村長は、保護者の労働又は疾病等の事由により、その看護すべき乳児、幼児又は第三十九項に規定する児童の保育に欠けるところがあると認めるときは、そのらの児童を保育所に入所させて保育しなければならぬ。ただし、附近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護を加えなければならぬ。第三十九條の第二項は「保育所は、前項の規定にかかわらず特に必要あるときは、日々保護者の委託を受けて保育に欠けるその他の児童を保育することができる」とうたつてあります。

緊急時に備えて市が認定した家庭保育所で一定期間預かってもらうという方法でございますが、都や国が考へて手を打ってもらへれば一番よいわけですが、近くは神奈川県相模原市あるいは関西では大阪の藤井寺市で実施しているようにございます。市長並びに担当課長はどのようにお考へでしょうか。乳幼児を持つ若い主婦や心身障害児を持つ家庭を経済的又精神的にも守つてあげていただくたつのです。心からお願ひ申し上げます。

以上三點にわたつて質問いたしましたか、いずれも理事者の真心ある答へを期待いたします。私の一般質問といたします。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君)

御答へ申し上げます。

私が大体結論的のことを申し上げまして、順次、担当課長より詳しく申し上げます。と思います。

第一番の高額療養費負担方式について業務でございますが、この負担方式には一つの条件がございます。第一番には、低所得者に限るということ。二番には、医師会と協定を結ぶということ。その他ございます。又、貸付制度の方は医師会の御了解はいりませんが、受領委任方式でございますと何といたしまして医師会で御了解をいただかなければできないというところがございます。これにつきまして現在御承知と思いますが、社会保険審議会におきまして保険のあり方につきまして御検討のようでございますけれども、それを含めまして細かく御説明をさせていただきます。

しかしながら、非常に大事なことでございますので、私もいたしましたしましては医師会の方とは熱心に御了解を求めるように運動はしたいと思ひます。その成否につきましては保障しかねるがいたしております。